

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

令和2年度 定期総会

議案書

- 第1号議案 令和元年度活動報告の件
- 第2号議案 令和元年度事業会計収支計算書、監査報告の件
- 第3号議案 令和2年度事業計画の件（案）
- 第4号議案 令和2年度事業会計予算の件（案）
- 第5号議案 定款変更に関する件（案）
- 第6号議案 役員改選に関する件（案）

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

〒343-0026

埼玉県越谷市北越谷2-21-8

TEL 080-3246-3540

E-mail tomorou@hot-koshigaya.jp

ウェブサイト <https://koshigaya-tomorou.or.jp>

令和元年度活動報告

1 令和元年度活動報告

(1) 男女共同参画関係施設受託事業

第3次越谷市男女共同参画計画第四期実施計画に基づき、職場、地域、家庭などあらゆる場面で男女共同参画に関する課題について市民が身近な問題と捉え、気づきと学び、そして実践につなげていく支援をめざし、事業に取り組んだ。

学習事業については、子育て世代から高齢の方まで幅広い年齢層の方を対象に講座を開催した。男女共同参画セミナーでは、「不安のない老後を過ごしたい～いくつになっても安心して生きられる社会を～」をテーマとした連続2回講座を実施した。第1回は「これからの老後に備えるために～下流老人、貧困老人の実態と対処法」とし、日本の高齢者の貧困や社会保障について考察した。第2回では、「誰も取り残されない地域へ～地域のSOSに応える実践から～」として女性が働き方により低年金になる理由などを考察するとともに、セーフティネットとしての地域社会の重要性を伝えた。講座では、高齢者の問題は、個人の問題としてではなく、社会的な問題として学びを深めた。男女共同参画推進のための出前講座では、これまでと同様に地区センターの講座や高校等で「おひとりさまを生きる」シネマサロンやデートDV防止啓発などを8回実施した。また、平成28年度より越谷市産業支援課と越谷商工会議所と「ほっと越谷」が連携して実施している女性の起業支援に関する講座では、平成29年度の講座終了者有志が起業のための研修・交流を目的とした団体を結成し、「ほっと越谷」登録団体として活動している。毎年、数名の講座終了者が団体に加わり、学習・交流する場を継続し、起業講座のマルシェに協力している。

情報事業については、情報誌「みてみてほっと越谷」を年2回発行した。第45号の特集テーマは「データから見るまちのすがた-『越谷市ジェンダー統計パネル』」で、平成30年度に「ほっと越谷」が作成した越谷市ジェンダー統計を活用して、市民と学習会を実施し、いただいた意見や地域の課題などを発信した。第46号の特集テーマは「人生100年時代～高齢女性が安心して生きられる社会を～」とした。これは、男女共同参画セミナーで参加者から多くの感想や意見をいただき、高齢者の中でも女性が貧困に直面する率が高いということに着目したからである。また、令和元年度は、ホームページのリニューアルにも取り組んだ。トップページにさまざまな事業の写真をスライドショーで表示し、講座・イベント情報も画像をつけて見やすい工夫をした。

交流事業については、第18回七夕フェスタは、オープニングイベント、登録団体の講座・展示などを多数実施し、登録団体の皆様の広報活動などもあり、約3500人の市民が参加した。平成30年度に登録団体の自主交流会が生まれ、令和元年度も自主交流会を実施した。また、平成26年度から始めた市民との協働事業の「ほっと越谷」ブックサロン「本がつなぐ 楽しい出会い」は好評で、ブックサロンの参加者も定着してきた。

令和元年度から新規提案事業として、「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」を「ほっと越谷」と指定管理者「こしがやともろう」とともに実施した。参加者はアートをとおして、心とからだのバランスを保つことを学び、自分らしく生きること考えるきっかけとなったのではないかと考える。

(2) 男女共同参画の推進を担う人材養成事業

平成 21 年度から続けている地区センター（7ヶ所）に講師を派遣した。

(3) 情報提供、調査研究事業

- ・会報誌を 3 回発行。
- ・ともろうホームページ（HP）を運営し、積極的に情報を発信している。
- ・埼玉県立大学実習生・東京家政大学の実習生を受け入れた。
- ・国立女性教育会館等の研修に参加した。

(4) 自立支援・相談事業

- ・昨年度に続き、生きづらさを抱えた女性への支援活動「ゆったりカフェ」を 11 回開催した。

2 事業の実施に関する事項（令和元年 4月 1日 ～ 令和2年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数		支出額 (千円)
男女共同参画関係施設受託事業	越谷市男女共同参画支援センター受託事業	通期	越谷市男女共同参画支援センター	9人	市民	20000人	29,265
男女共同参画の推進を担う人材養成事業	男女共同参画に関する講座（講師派遣）	7月	増林地区センター	2人	市民	42人	132
		7月	北越谷地区センター	2人	市民	40人	
		9月	大沢地区センター	2人	市民	38人	
		10月	桜井地区センター	2人	市民	15人	
		11月	北越谷地区センター	2人	市民	53人	
		11月	増林地区センター	2人	市民	19人	
		12月	南越谷地区センター	2人	市民	42人	
情報提供、調査研究事業	会報誌の発行	4・9 1月	事務所	2人	市民	300人	14
	ホームページ運営	通期	事務所	2人	市民	50人	81
	自主事業七夕フェスタ オープニングイベント	6月	さくら広場 ほっと越谷	10人	市民	3500人	3
	埼玉県立大学 東京家政大学 実習生受入	5・6 月	ほっと越谷	2人 3人	大学 学生	66人 8人	30
	女性関連施設・地方公共 団体のための男女共同 参画推進研修	8月	独立行政法人 国立女性教育会館	4人	理事		10
	センター職員と理事と の研修	4月	ほっと越谷	14人	職員 理事		10
	ともろうカフェ（中止）	3月	ほっと越谷	3人	市民		5
自立支援・相談事業	「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」	11・12 月	ほっと越谷	2人	市民	33人	20
	ゆったりカフェ（11回）	4月 ～2月	ほっと越谷	4人	市民	65人	35

第2号議案

令和元年度特定非営利活動に係る事業会計 収支計算書

令和元年4月1日から令和2年3月31日

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科 目	金 額	
I 収入の部		
1 会費収入		
正会員会費 (20口)	200,000	
賛助会員会費 (23口)	46,000	246,000
2 事業収入		
(1) 男女共同参画関係施設受託事業	29,265,084	
(2) 男女共同参画の推進を担う人材養成事業	175,000	
(3) 情報提供、調査研究事業	93,380	
(4) 自立支援・相談事業	28,500	
(5) 子どものための自立支援事業	0	29,561,964
3 補助金・助成金等収入	0	0
4 寄付金収入	391,179	391,179
5 借入金収入	0	
短期借入金		0
6 受取利息		66
7 雑収入		0
当期収入合計 (A)		30,199,209
前期繰越収支差額		167,492
収入合計 (B)		30,366,701
II 支出の部		
1 事業費		
(1) 男女共同参画関係施設受託事業	29,265,084	
(2) 男女共同参画の推進を担う人材養成事業	131,648	
(3) 情報提供、調査研究事業	152,781	
(4) 自立支援・相談事業	55,126	
(5) 子どものための自立支援事業	0	29,604,639
2 管理費		
消耗品費(事務用品など)	6,519	
通信運搬費(電話、郵送)	116,854	
会議費(会場使用料)	7,587	
食糧費	13,905	
旅費交通費	470	
講師謝礼	5,000	
人件費(事務担当)	369,195	
賃料(事務所)	40,000	
手数料	2,032	
顧問相談料	0	
租税公課	12,300	573,862
当期支出合計 (C)		30,178,501
当期収支差額 (A) - (C)		20,708
次期繰越収支差額 (B) - (C)		188,200

第2号議案

令和元年度 特定非営利活動に係る事業 会計 貸借対照表

令和2年3月31日現在

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	198,200		
流動資産合計		198,200	
2 固定資産			
器具・備品 (パソコン、事務機器)	0		
固定資産合計		0	
資産合計			198,200
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
預かり金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			10,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		167,492	
当期正味財産増加額 (減少額)		20,708	
正味財産合計			188,200

* 備品償却 12,938

第2号議案

令和元年度 特定非営利活動に係る事業 会計 財産目録

令和2年3月31日現在

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科 目	数量	金額		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金 現金手許預かり高		57,028		
ゆうちょ銀行振替口座(越谷袋山郵便局)		0		
普通預金 ゆうちょ銀行		141,172		
流動資産合計			198,200	
2 固定資産				
器具・備品 (パソコン、事務機器)		0		
固定資産合計			0	
資産合計				198,200
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金		0		
預り金		10,000		
流動負債合計			10,000	
2 固定負債				
長期借入金		0	0	
固定負債合計			0	
負債合計				10,000
正味財産				188,200

*備品償却 12,938

監査報告書

令和2年4月24日

認定特定非営利活動法人
男女共同参画こしがやともろう
代表理事 駒崎 美佐子 様

監事 高橋美佐子 ㊟

令和2年4月24日に認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろうの令和1年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の活動にかかわる監査を行いましたので、以下のように報告します。

監査の方法と概要

収入・支出について帳簿及び書類の閲覧など必要と思われる監査手続きにより、計算書類の正当性などについて監査しました。

監査結果

会計監査の結果、別紙の収支計算書（報告書）に相違ありません。

第3号議案

令和2年度事業計画（案）

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、既に中止を余儀なくされた事業もあるが、定款に記述した法人の目的である「越谷市における男女共同参画推進条例を尊重し、男女共同参画の実現と女性の自立支援を目的とした活動を行い、すべての人々が平等で平和な生活を送ることのできる人間尊重を基本とした社会の形成に貢献する」をさらに進めていくこととする。

(1) 男女共同参画関係施設受託事業

越谷市男女共同参画支援センターの施設受託事業

市の男女共同参画推進の拠点施設として、平成30年度～令和2年度「第3次越谷市男女共同参画計画第四期実施計画」を踏まえた事業を実施するとともに、社会状況の変化に応じた、新しい事業に取り組んでいくこととする。令和2年度は、第3次越谷市男女共同参画計画最後の年度である。

「ほっと越谷」運営における認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろうのミッションは、職場、家庭、地域などあらゆる場面で、男女共同参画に関する課題が市民の身近な問題として考えられるような意識改革と課題解決につながる支援をめざしている。

この目的の達成に向け、令和2年度も職員の専門性を高めるため、内部研修はもとより外部研修に積極的に参加して、情報収集とネットワークの構築に努めることとする。

また、越谷市の男女共同参画を推進するために、人権・男女共同参画推進課をはじめ、市の関係課所（産業支援課、危機管理課、市民健康課、子育て支援課、児童館、地区センター等）、各団体等との連携を深め、事業を実施する。連携することにより、「ほっと越谷」への理解を深めることにつなげる。

令和2年度は、男女共同参画セミナーでは「持続可能な開発目標（SDGs）」*をテーマにして、17のすべてのゴールにゴール5の「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメント」が分野横断的な課題であり、SDGsの全てのゴールの実現に不可欠であることを発信する。また防災活動における男女共同参画啓発の取り組みでは、地域防災分野での女性リーダーを養成するための講座を開催し、講座による学びと参加者同士の交流を深める場を提供する。また、地区センターや市内の高校と連携を図り、「ほっと越谷」以外の場で、講座等を開催する場を増やしていくこととする。これにより、多くの市民に男女共同参画を考える機会を提供する。

2年目となる「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」では、令和元年度に続き、アートをとおして、生きづらさを感じている女性に寄り添い、自分らしく生きることをサポートする。

*「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、2016年から2030年までの持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。2001年に制定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連で採択。MDGsの残された課題（例：保健、教育）や新たに顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応するように17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

(2) 男女共同参画の推進を担う人材養成事業

平成21年度から続けている地区センターへの講師派遣を積極的に行う。

(3) 情報提供、調査研究事業

- ・会報誌の発行。
- ・ともろうホームページ（HP）を運営し、積極的に情報を発信する。
- ・東京家政大学等の実習生を受け入れる。
- ・研修への参加を行う。
- ・学びの場としての「ともろうカフェ」を開催する。

(4) 自立支援・相談事業

- ・ほっと越谷提案事業「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」のコーディネートをする。
- ・生きづらさを抱えた女性のサポート事業「ゆったりカフェ」を毎月1回実施する。
(4・5月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

2 事業の実施に関する事項（令和2年4月1日～令和3年3月31日）（案）

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見込 み額 (千円)
男女共同参画関係 施設受託事業	越谷市男女共同参画 支援センター受託事 業	通期	ほっと越谷	9人	市民 団体	20,000 人	29,400
男女共同参画推進 を担う人材養成事 業	男女共同参画に関す る講師派遣事業	通期	地区センター など	6人	市民	100人	96
情報提供、調査研 究事業	会報誌の発行	年3回	事務所	2人	会員 市民	300人	26
	ともろうホームペー ジ運営	通年	事務所	2人		50人	82
	七夕フェスタオーブ ニングイベント（中 止）	6月	さくら広場 ほっと越谷		市民		0
	東京家政大学実習生 受入れ	未定	ほっと越谷	3人	家政 大学 生	10人	20
	男女共同参画推進フ ォーラム	8月	独法) 国立女性 教育会館	2人	理事		10
	センター職員と理事 との研修（中止）	4月	ほっと越谷		職員 理事		0
	ともろうカフェ	年1回	ほっと越谷	2人	理事 市民	40人	34
	自立支援・相談 事業	生きづらさを感じて いる女性の心とから だのサポート事業	年3回	ほっと越谷	2人	市民 理事	40人
	ゆったりカフェ (4・5月中止)	月1回	ほっと越谷	3人	市民 理事	50人	52

第4号議案

令和2年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支予算書(案)

令和2年4月1日から令和3年3月31日

認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科 目	金 額		
I 収入の部			
1 会費収入			
正会員会費(23名分)	230,000		
賛助会員会費(32名分)	64,000	294,000	
2 事業収入			
(1)男女共同参画関係施設受託事業	29,400,000		
(2)男女共同参画の推進を担う人材養成事業	120,000		
(3)情報提供、調査研究事業	30,000		
(4)自立支援・相談事業	36,000		
(5)子どものための自立支援事業	0	29,586,000	
3 補助金・助成金等収入	0	0	
4 寄付金収入	350,000	350,000	
5 借入金収入			
短期借入金	0	0	
6 受取利息	1,000	1,000	
7 雑収入	0	0	
当期収入合計 (A)			30,231,000
前期繰越収支差額			188,200
収入合計 (B)			30,419,200
II 支出の部			
1 事業費			
(1)男女共同参画関係施設受託事業	29,400,000		
(2)男女共同参画の推進を担う人材養成事業	96,000		
(3)情報提供、調査研究事業	172,100		
(4)自立支援・相談事業	71,600		
(5)子どものための自立支援事業	0	29,739,700	
2 管理費			
消耗品費(事務用品など)	10,000		
通信運搬費(電話、郵送)	100,000		
会議費(会場使用料、他)	3,000		
食糧費	10,000		
旅費交通費	5,000		
人件費(事務担当)	360,000		
賃料(事務所)	12,000		
手数料	2,000		
預り金	10,000		
租税公課	20,000	532,000	30,271,700
3 予備費			147,500
当期支出合計 (C)			30,419,200
次期繰越収支差額 (B) - (C)			0

(第5号議案)

定款変更に関する件

1【変更の理由と概要】

特定非営利活動促進法第28条の2第1項の改正に伴う貸借対照表の公告の方法の一部変更。

【改正する条項】

定款

第10章 雑則

(公告の方法)

現行 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う



新 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項の規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

特定非営利活動促進法（28条の2第1項）

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2【変更の理由と概要】

今後、今回の不測のような事態が生じて、みなし総会を行う場合の規定の追加。

(特定非営利活動促進法第14条の9)

【追加する条項】

定款

第4章 総会

(総会の議決)

現行 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事について表決権を行使することができない。



新 第26条 第1項から第3項まで略

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

現行 第28条 第1項及び第2項略



新 第28条 第1項及び第2項略

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

特定非営利活動促進法（第14条の9）

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

第6号議案

役員改選に関する件（案）

現在の役員は任期満了のため、役員改選を行います。
役員として以下の会員を提案します。

（五十音順）

代表理事	駒崎 美佐子（再任）
理 事	青木 玲子（再任）
	荒井 ひとみ（再任）
	小野 由理（再任）
	兼宗 美幸（再任）
	坂本 雅子（再任）
	島津美弥子（再任）
	松岡 年（再任）
	山口 洋子（再任）
	渡部 尚子（再任）

監 事	高橋 美佐子（再任）
-----	------------